

平成二十四年十月十日

青森県教育委員会第七百六十五回定例会

期日 平成二十四年十月十日（水）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一開会

二報告

報告第一号 議案に対する意見について

三議案

議案第一号 青森県社会教育委員の人事について

四その他

職員の懲戒処分の状況

県立高等学校教育改革第3次実施計画に係る請願について
県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について

五委員長選挙

六閉会

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 平成二十四年度青森県一般会計補正予算（第一号）案（教育委員会所管分）
- 二 工事の請負契約の件

議案第一号

青森県社会教育委員の人事について

青森県社会教育委員の人事を次のとおり行う。

青森県社会教育委員を委嘱する

任期は平成二十四年十月十九日から

平成二十六年十月十八日までとする

平成二十四年十月十九日

齊五浅小生大小横樋佐々
藤嵐田内高島沢鳥田沢木藤
サツ世喜美潤孝涉孝勇勢津子
健志豊進和蔵之子子一子

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成24年10月（9月1日～9月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 上北地域の高等学校 教諭（35歳 女性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
・平成24年5月25日（金）午後2時頃
・七戸町内の町道
・最高速度40km/hのところ、72km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成24年9月3日
- 事案2 ①被処分者 上北地域三沢市の中学校 教諭（30歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（40km/h以上50km/h未満・高速）
・平成24年6月1日（金）午後4時頃
・青森市内の高速道路
・最高速度70km/hのところ、111km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成24年9月26日
- 事案3 ①被処分者 三八地域市部以外の中学校 教諭（33歳 男性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3ヶ月未満）
・平成24年5月30日（水）午後7時31分頃
・八戸市内の市道
・道路左側前方を車と同方向に向かって手押し車を押しながら歩行している歩行者の発見が遅れたため、ブレーキをかけハンドルを右に切って衝突を回避しようとしたが間に合わず、歩行者と接触し、歩行者を手押し車とともに転倒させたもの。
・事故の相手方（女性1名、約2ヶ月間の加療）
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成24年9月20日

[その他]

県立高等学校教育改革第3次実施計画に係る請願について

1 「弘前中央高等学校定時制の存続を求める要望」の件

- ・請願者住所 青森県弘前市城東中央3丁目10-21
- ・請願者氏名 弘前中央高校定時制教育存続を求める会
会長 八木橋 正
- ・受理年月日 平成24年9月4日

青森県教育委員会

教育長 橋本 都 殿



要 望 書

私達、『弘前中央高校定時制教育存続を求める会』は、夜間定時制に通う生徒達が、安全に、そして安心して学べる場を守るために、弘前中央高校定時制課程の廃止には絶対反対し、青森市・八戸市と同様に弘前市内に三部制の高等学校が設置されるまで弘前中央高校定時制（夜間）の存続を求めます。

この度の「県立高等学校教育改革第3次実施計画」では、平成25年度に弘前中央高校定時制課程（夜間）の募集を停止し、尾上総合高校の三部制（午前・午後・夜間の部）に移行するとのことであるが、これにより弘前市内や弘前近郊からの夜間通学生は、時間的にも経済的にも多くの負担が重くのしかかることになる。

これは、教育基本法にも定められ、定時制教育で最も重要な『教育の機会均等』を無視した計画である。

後期計画では岩木高校も募集停止にするということであるが、同校を利用して夜間定時制に活用できないか、再考を求めたい。

【弘前中央高校定時制教育存続を求める主な経過】

平成20年 6月25日 県教育長に対し「弘前中央高校定時制課程の存続を求める要望書」提出 (弘前市・弘前市議会・弘前市教育委員会の連名)
平成20年12月15日 弘前市議会全議員による「弘前中央高校定時制の存続を求める弘前市議会議員連盟」発足
平成20年 6月～現在 弘前中央高校定時制同窓生・PTA会員・有志による現地調査
定時制教育存続を求める集会・署名活動を継続中
平成24年 7月 4日 弘前中央高校定時制教育存続を求める総決起大会

【現状と問題点】

- ① 弘前市から12.5km以上あり、移動時間・通学費用が増大することになる。
 - ・1年間の通学定期券94,000円、その他バス代等
 - ・弘前市内で仕事をしながら、始業時間（午後5時30分）に合わせての通学は極めて困難である
- ② 最終電車は午後9時30分発であることから、終業後（午後9時）は部活や清掃ができず、夜遅くの弘前駅から自宅までの移動手段にも不安がある。
- ③ 夜間通学路の安全面に大きな不安を生じる。
 - ・通学路街灯の不足・ガードレールの未設置・民家が少なく狭く暗い道など

以上のことから、県教育委員会の計画案の提示は、現場調査もせずズサンなやり方である。夜間定時制高校で学ぼうとする生徒達の進路を断ち切るような、弱者切捨ての教育行政を断じて容認することは出来ない。

私達は、夜間定時制高校教育存続のため、署名簿を添えて県教育委員会の再考を求めます。

2012年9月4日

弘前中央高校定時制教育存続を求める会 会長 八木橋



(PTA会長)

弘前中央高等学校
定時制の存続を求める

署名簿



10,552人分

[その他]

県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について

1 要望書、地区説明会、パブリックコメントの状況

- (1) 要望書、署名等
- (2) 地区説明会の状況
- (3) パブリックコメントの状況

2 要望書、地区説明会、パブリックコメントでの意見の内容

- (1) 計画案全般に関する意見
- (2) 中里高校・田子高校の校舎制導入への意見
- (3) 弘前実業高校藤崎校舎の募集停止への意見
- (4) 岩木高校の募集停止への意見
- (5) その他の意見

3 後期計画検討に当たっての考え方の整理

- (1) 後期計画案の考え方
- (2) 検討の視点

1 要望書、地区説明会、パブリックコメントの状況

(1) 要望書、署名等（9件）

① 藤崎校舎関係（2件）

- ア 弘前実業高等学校藤崎校舎存続について（陳情書）、
県立弘前実業高等学校藤崎校舎の存続を求める意見書
弘前実業高校藤崎校舎（元藤崎園芸高等学校）の存続について（陳情）
平成24年3月26日：藤崎町、藤崎町議会、藤崎園芸高等学校同窓会
- イ 青森県立弘前実業高等学校藤崎校舎の存続を求める陳情書、
署名 [58, 696名分]
平成24年6月7日：藤崎町、藤崎町議会、藤崎校舎同窓会

② 岩木高校関係（1件）

- ア 青森県立岩木高等学校の存続を求める嘆願書
平成24年8月31日：青森県立岩木高等学校同窓会

③ 中里高校関係（1件）

- ア 県立中里高等学校の単独校としての存続に関する要望書
平成24年7月30日：中泊町、中泊町議会、中泊町教育委員会

④ 田子高校関係（1件）

- ア 県立高等学校教育改革第3次実施計画に係る県立田子高等学校存続について（陳情書）、署名 [6, 327名分]
平成24年5月31日：田子高校存続を求める会

⑤ 市長会・町村会（3件）

- ア 県立高等学校教育改革第3次実施計画（後期）及び次期実施計画に関する要望
平成24年5月28日：青森県市長会

- イ 県立高等学校教育改革第3次実施計画（後期）に関する要望書
平成24年6月13日：青森県町村会

- ウ 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】（案）に関する意見
平成24年8月17日：青森県市長会、青森県町村会

⑥ 私立高等学校（1件）

- ア 青森県立高等学校の入学定員に関する要望書
平成24年8月30日：青森県私立中学高等学校長協会

(2) 地区説明会の状況

① 参加者の状況

参加者 445人 発言者 58人

② 地区ごとの状況

| | |
|----------------------|-------------------|
| ア 中南地区【黒石市】 (7/25) | [参加者 21人 発言者 6人] |
| イ 西北地区【五所川原市】 (7/26) | [参加者 38人 発言者 6人] |
| ウ 三八地区【南部町】 (7/27) | [参加者 10人 発言者 3人] |
| エ 三八地区【八戸市】 (7/28) | [参加者 12人 発言者 4人] |
| オ 上北地区【十和田市】 (7/28) | [参加者 9人 発言者 3人] |
| カ 中南地区【弘前市】 (7/30) | [参加者 44人 発言者 7人] |
| キ 東青地区【青森市】 (7/31) | [参加者 22人 発言者 5人] |
| ク 下北地区【むつ市】 (8/3) | [参加者 7人 発言者 1人] |
| ケ 三八地区【田子町】 (8/7) | [参加者 47人 発言者 9人] |
| コ 中南地区【弘前市・岩木】 (8/8) | [参加者 66人 発言者 8人] |
| サ 中南地区【藤崎町】 (8/9) | [参加者 169人 発言者 6人] |

(3) パブリックコメントの状況

① 提出された意見

23件 (21人、2団体)

② 意見の内訳

| | |
|----------------|--------------|
| ア 計画案全般に関する意見 | 6件 (4人、2団体) |
| イ 弘前実業高校藤崎校舎関係 | 10件 (8人、2団体) |
| ウ 岩木高校関係 | 5件 (4人、1団体) |
| エ 田子高校関係 | 5件 (5人) |
| オ 八戸商業高校関係 | 1件 (1人) |
| カ 八戸水産高校関係 | 1件 (1人) |

※複数の項目にわたる意見を提出された方があるため、意見の内訳の合計と提出された意見の件数は合致しない。

2 要望書、地区説明会、パブリックコメントでの意見の内容

(1) 計画案全般に関する意見

- ア 説明会やパブリックコメントの意見を尊重し、計画の再検討を行って欲しい。 (パブリックコメント)
- イ 署名等によって計画が変わるとすれば、今まで定員を満たしていた学校も閉校になっていることもあり、慎重に検討して欲しい。 (説明会)
- ウ 後期計画案については、着実に進めて欲しい。 (パブリックコメント)
- エ 入学者数が減少する中で、適正な学校規模・配置というのであれば、私立を含め考えるべきではないか。 (パブリックコメント)
- オ 1学年6学級以上という大規模校より、一人一人を大切に育てる小規模校のほうが、利点が多いのではないか。 (パブリックコメント)
- カ 今後統合する場合には、両校の良い所を取って、学校名を変え、生まれ変わった新たな学校としてスタートできる形にしていただきたい。 (説明会)

(2) 中里高校・田子高校の校舎制導入への意見

① 中里高校の校舎制の導入に関する意見

- ア 校舎化によりイメージが悪くなり、ますます生徒が減るのではないか。 (説明会)
- イ 生徒急減期を見据え1学級規模でも維持するのであれば、「定員の半分を満たさなければ校舎化」という条件を付して本校のまま維持すれば良いのではないか。 (説明会)
- ウ 将来的に他校との統合は当然であるが、それまでは本校として存続させるべきではないか。 (説明会)

② 田子高校の校舎制の導入に関する意見

- ア 校舎化により生徒の心が萎縮してしまうことを心配している。 (パブリックコメント)
- イ 1学年1学級規模の本校の設置を認めていただきたい。 (パブリックコメント)
- ウ 長崎県では、少子化が深刻な島地区において、小中高一貫教育を行い、1学級規模でも本校としている。青森県でも考えられないか。 (説明会)

(3) 弘前実業高校藤崎校舎の募集停止への意見

① 藤崎校舎の存続に関する意見

- ア 未来の子どもたちがりんごについて学び、りんごを作る基礎を学ぶ場として是非藤崎校舎を残して欲しい。 (パブリックコメント)

- イ 今後の農業教育の方向性が示されていないにもかかわらず藤崎校舎を募集停止とするのはなぜか。 (パブリックコメント)
- ウ 他県に誇りうるりんご産業を守る担い手政策の衰退が懸念される。 (要望書)
- エ 農業高校が3校あるから1校なくすという理論は乱暴ではないか。 (説明会)

② 柏木農業高校にりんご科の教育内容を引き継ぐことへの意見

- ア りんご科の教育内容を柏木農業高校で引き継ぐという形だけ残しても、授業そのものが困難なものとなる。 (パブリックコメント)
- イ 柏木農業高校生物生産科の「果樹」の授業だけで、りんご科の専門的な教育活動ができるとは思えない。 (説明会)
- ウ 柏木農業高校は、中南管内ではあるが、地理的に交通の便が悪い。通学時間も交通費も重い負担となる。 (パブリックコメント)
- エ 柏木農業高校にりんご科の教育内容を引き継ぐことになっても、りんご科という名称にこだわるべきだと思う。 (説明会)
- オ 藤崎校舎はドア1枚で弘前大学とつながっているが、りんご科を柏木農業高校に引き継ぐことになっても、弘前大学との連携を進めて欲しい。 (説明会)

③ 藤崎校舎に関する提案

- ア 藤崎校舎の存続、若しくは、弘前実業高校農業科への統合を希望する。 (パブリックコメント)
- イ 弘前実業高校農業経営科を藤崎校舎に移転し、りんご科を存続して欲しい。 (パブリックコメント)
- ウ 弘前実業高校、黒石商業高校を弾力化 (1学級の定員を40人から35人に引き下げ) のうえ学級減し、藤崎校舎と岩木高校を残せないか。 (その他)
- エ 社会人転職者向けのりんごづくり訓練校として活用できないか。 (パブリックコメント)
- オ りんご科の専攻科として活用できないか。 (説明会)

④ 農場に関する意見

- ア 農場が放置されると周辺農地への悪影響が懸念される。 (要望書)
- イ 農場の一部をふじ原木公園として後世に伝えることを願う。 (要望書)

(4) 岩木高校の募集停止への意見

① 地区の普通科に関する意見

- ア 弘前市には岩木高校の他に3校の普通科があるが、いずれも高いレベルの高校であり、岩木高校を廃校にすることは、成績の中、下位の生徒は県立に入学できないということか。（パブリックコメント）
- イ 弘前市内の普通科3校は全て進学校であり、岩木高校を閉校にすることは、学力は高くないが、高校でもっと部活動や勉強を頑張りたいという子どもの選択肢を奪うこととなる。（説明会）
- ウ 普通高校の構成比率が低い状況で普通科の岩木高校を募集停止とするのはなぜか。（パブリックコメント）

② 通学に関する意見

- ア 近隣中学校出身者が多く、通学方法も全校生徒の95%が自転車である。（説明会）
- イ 西北地区に隣接する地域の生徒は、中心部の普通高校への通学費が年間25万円から30万円かかっており、経済的な理由により高校に通わせられない家庭もある。（パブリックコメント）
- ウ 弘前市内は中心部に高校が多い。ばらついているべき。（パブリックコメント）

③ 岩木高校存続のための提案

- ア 弘前高校、弘前中央高校、弘前南高校の1学級ずつを減らせるのではないか。（パブリックコメント）
- イ 他地区の同規模高校の例に倣い、次期計画までは校舎制に移行して存続できないか。（パブリックコメント）
- ウ 弘前実業高校、黒石商業高校を弾力化（1学級の定員を40人から35人に引き下げ）のうえ学級減し、藤崎校舎と岩木高校を残せないか。（その他）

(5) その他の意見

① 八戸水産高校

- ア 八戸水産高校の1学級減は、水産教育の不完全化と衰退を意味する。（パブリックコメント）

② 八戸商業高校

- ア 八戸市の商業高校として望ましい学校規模は4学級以上であり、1学級の定員を35人として4学級規模を維持していただきたい。（パブリックコメント）

3 後期計画検討に当たっての考え方の整理

(1) 第3次実施計画の考え方

① 基本的な考え方

ア 望ましい学校規模になるよう6地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移、社会や生徒のニーズに対応した普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から計画的に統合等を進める。

イ 既存の1学年1学級規模の校舎制導入校については、計画的に募集停止する。

ウ 本県の産業動向や地域が求める人材育成等に対応した学校配置を進める。

② 地区ごとの学校配置

ア 各地区的普通科等・職業学科・総合学科の配置割合は、これまでの地域の産業構造の特性や学科設置の経緯などにより異なっていることについて十分に配慮する。

イ 他の学校へ通学することが困難である場合などは、地区の事情による柔軟な学校配置等にも配慮する。

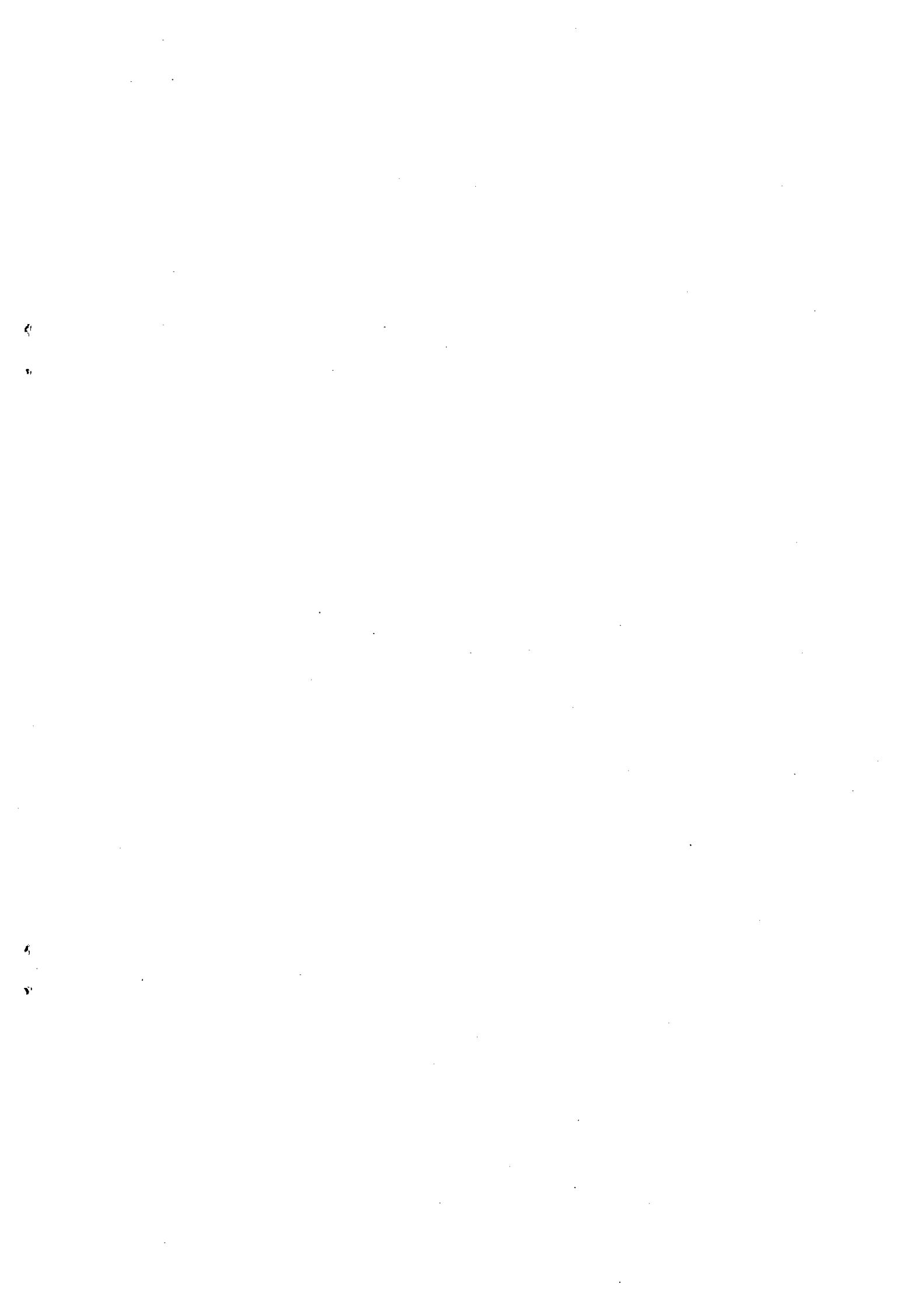
ウ 統合については、同じ分野の高校を優先して進める。

③ 第2次実施計画による校舎制導入校の今後の方向性

第2次実施計画による校舎制導入校については、生徒の入学状況等を勘案し、地域において高校教育を受ける機会の確保に配慮しながら、募集停止する。なお、生徒の入学状況等により、実施年度を変更することもある。

(2) 第3次実施計画【後期】の方向性

後期計画においても、第3次実施計画の基本的な考え方に基づき、地区における普通科等・職業学科・総合学科の割合などに配慮し、望ましい学校規模になるよう学校配置を進めるが、これまでの学校規模・配置の状況や地域における中学校卒業予定者数の推移などにより、望ましい学校規模にならない場合があること、他の県立高等学校に通学することが困難な地域があることなども考慮し、柔軟な学校配置を行う。



参 考 資 料

第765回定例会（平成24年10月）

- 報告第1号【議案に対する意見について】(P1~)
- 議案第1号【青森県社会教育委員の人事について】(P4~)
- そ の 他【県立高等学校教育改革第3次実施計画（後期）について】(P23~)

募集停止等の対象校についての後期計画案の考え方

1 1学年1学級募集とする学校の取扱い

- (1) 中学校卒業予定者数の推移、普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から、望ましい学校規模になるように計画的に統合等を進める。
- ・西北地区は5学級、三八地区は4学級の減が必要である。
 - ・これまでの普・職の割合が大きく変わらないようにする。
 - ・中里高校、田子高校いずれも70人の募集定員に対して、恒常に大幅な定員割れが生じている。
- 中学校卒業予定者数の減少に対応して、統合等を検討する。
- (2) 他の高校への通学が困難である場合は、柔軟な学校配置等にも配慮する。
- ・中里高校、田子高校の所在する地域には、他の高校へ通学することが困難な地域がある。
- 他の高校への通学が困難である場合に該当する。
- (3) これまでの学校規模・配置の状況や地域における中学校卒業予定者数の推移などにより、望ましい学校規模にならない場合があること、他の県立高校に通学することが困難な地域があることなども考慮し、柔軟な学校配置を行う。
- ・西北地区、三八地区には、望ましい学校規模を満たしていない高校が、複数ある。
 - ・他の県立高校に通学することが困難な地域に該当する。
- 地域の事情を考慮して、柔軟な学校配置を行い、1学級定員として存続し、校舎制を導入する。

2 弘前実業高校藤崎校舎

- (1) 中学校卒業予定者数の推移、普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から、望ましい学校規模になるように計画的に統合等を進める。
- ・中南地区は6学級減が必要である。
 - ・これまでの普・職の割合が大きく変わらないようにする。
 - ・中南地区には農業科を設置している高校が3校ある。
 - ・地区内で、第一次志望者が最も少ない。
- 中学校卒業予定者数の減少に対応して、募集停止する。
- (2) 他の高校への通学が困難である場合は、柔軟な学校配置等にも配慮する。
- ・藤崎校舎の所在する地域は、他の高校への通学が可能である。
 - ・藤崎町の中学生は、弘前市内の高校への進学が多い実態がある。
- 通学が困難である場合には該当しない。

(3) 第2次実施計画による校舎制導入校は、生徒の入学状況等を勘案し、地域において高校教育を受ける機会の確保に配慮しながら、計画的に募集停止する。

- ・地区内には、通学可能な高校が複数有り、農業高校も他にあることから、高校教育を受ける機会が確保されている。

→ 校舎制導入校であり、計画的に募集停止する。

(4) これまでの学校規模・配置の状況や地域における中学校卒業予定者数の推移などにより、望ましい学校規模にならない場合があること、他の県立高校に通学することが困難な地域があることなども考慮し、柔軟な学校配置を行う。

- ・岩木高校、藤崎校舎以外の高校は、望ましい学校規模を満たしている。

- ・他の県立高校に通学することが困難な地域には該当しない。

→ 基本的な考え方に基づき、望ましい学校規模になるよう学校配置を進める。

(5) りんご産業は、今後も本県の基幹産業の一つであると考えており、りんご産業の担い手育成を行う観点から、特色ある教育内容は他校に引き継ぐ。

- ・柏木農業高校は4学級規模で複数学科を有し、現在もりんごをはじめとした「果樹」に関する教育を取り組んでおり、農場・施設も充実している。

→ りんご科の特色ある教育内容を、柏木農業高校の教育内容に取り入れる。

3 岩木高校

(1) 中学校卒業予定者数の推移、普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から、望ましい学校規模になるように計画的に統合等を進める。

- ・中南地区は6学級減が必要である。

- ・中南地区では、弘前市の中学校卒業予定者数の減少が大きい。

- ・弘前市の中で、岩木地区の中学校卒業予定者数の減少割合も大きい。

- ・これまでの普・職の割合が大きく変わらないようにする。

→ 中学校卒業予定者数の減少に対応して、募集停止する。

(2) 他の高校への通学が困難である場合は、柔軟な学校配置等にも配慮する。

- ・岩木高校の所在する地域は、他の高校への通学が可能である。

- ・岩木地区の中学生は、岩木高校以外の弘前市の高校への進学が多い実態がある。

→ 通学が困難である場合には該当しない。

(3) これまでの学校規模・配置の状況や地域における中学校卒業予定者数の推移などにより、望ましい学校規模にならない場合があること、他の県立高校に通学することが困難な地域があることなども考慮し、柔軟な学校配置を行う。

- ・岩木高校、藤崎校舎以外の高校は、望ましい学校規模を満たしている。

- ・他の県立高校に通学することが困難な地域には該当しない。

→ 基本的な考え方に基づき、望ましい学校規模になるよう学校配置を進める。

標準法における1学年1学級規模の学校の取扱い

1 改正前の取扱い

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「標準法」）第5条において、本校にあっては生徒の収容定員が240人を下回らないものとするとされていた。

これは、適正配置等に関する国の基準を示したものであり、本県では、標準法に準拠し、1学年1学級40人募集により、全学年が1学級となった時点で、法律上の分校である「校舎」としてきた。

2 改正後の取扱い

公立高校の収容定員について、本校にあっては240人を下回らないものとする基準が廃止（平成23年8月30日の改正により標準法第5条が削除）された。

これにより、1学年1学級の収容定員であっても本校として設置できることとなり、1学級募集とする学校を本校とするか分校とするかについては、設置者の判断によることとなった。